

項 目	質 問	回 答
事業者の概要調書	<p>企画提案説明書 5 ページ (2) 事業者の概要調書 エで「業務の完了が確認できる資料の写し」とございますが、具体的にどのような資料を指しているのでしょうか。</p>	<p>業務完了後、発注元が行う検査の結果が分かる資料 (検査合格通知書等) を想定しております。</p>
	<p>企画提案説明書 5 ページ (2) 事業者の概要調書 エで「事業の概要が確認できる書類」とございますが、こちらは仕様書等という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>成果品を指します。成果品が電子データの場合は、その内容が確認できる Web ページの URL 等を提示いただいても構いません。</p>
	<p>「業務の完了が確認できる資料の写し、事業の概要が確認できる書類」とは、テクリス登録済みの業務の場合はその登録書で良いと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>業務の完了が確認できる資料の写しについては、テクリスへ登録している業務の場合、登録書でも構いません。 事業の概要が確認できる書類については、成果品を指しますので、成果品を提出してください。なお、成果品が電子データの場合は、その内容が確認できる Web ページの URL 等を提示いただいても構いません。</p>